

予防技術検定模擬テスト

－解説付－

No.196

[共通] 問1 危険物貯蔵所に対する規制に関する次の文のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

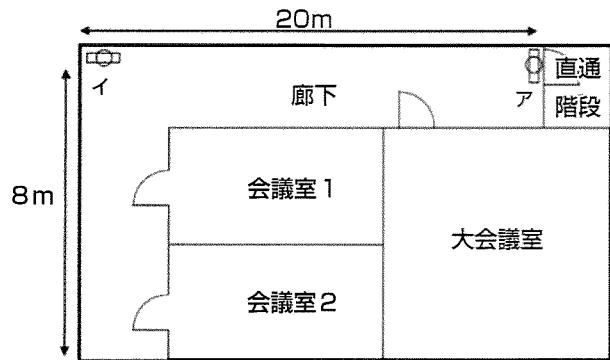
- (1) 指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所を含む。）以外の場所でこれを貯蔵してはならないが、所轄消防長又は消防署長の承認を受けた場合は、指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に貯蔵することができる。
- (2) 消防法別表第1に掲げる品名又は指定数量を異にする二以上の危険物を同一の場所で貯蔵する場合において、当該貯蔵に係るそれぞれの危険物の数量を、当該危険物の指定数量で除し、その商の和が一以上となるときは、当該場所は、指定数量以上の危険物を貯蔵しているものとみなす。
- (3) 消防本部を置く市町村の区域に貯蔵所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、当該市町村長の許可を受けなければならず、当該許可の申請を受けた市町村長は、その貯蔵所の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合しているときは、許可を与えなければならない。
- (4) 消防本部を置く市町村の区域に貯蔵所を設置している者が、当該貯蔵所の変更に係る許可を受け、貯蔵所を変更したときは、市町村長が行う完成検査を受け、当該貯蔵所の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならないが、当該貯蔵所のうち当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができる。

[消防用設備等] 問1 次の防火対象物のうち、延べ面積にかかわらず消防設備士又は消防設備点検資格者に消防用設備等の点検をさせなければならない防火対象物として、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 土上2階建ての令別表第1(6)項に掲げる防火対象物
- (2) 土上3階建ての令別表第1(7)項に掲げる防火対象物で、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定したもの
- (3) 土上3階建ての令別表第1(3)項イに掲げる防火対象物で、3階から避難階又は地上に直通する屋外階段が1つしか設けられていないもの
- (4) 土上5階建ての令別表第1(3)項イに掲げる防火対象物で、全域放出方式の二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備が設置されているもの

[消防用設備等] 問2 図は、誘導灯の設置義務がある令別表第1(5)項に掲げる防火対象物に供される階の平面図を表したものである。廊下から通じる直通階段の出入口に当たるアの位置には「表示面の縦寸法14cmのC級避難口誘導灯」を当該

出入口の上部に通行に支障がないように設置し、廊下の曲がり角に当たるイの位置には「表示面の縦寸法14cmのC級通路誘導灯」を通行に支障がないように設置している。これらの誘導灯の有効範囲に係る技術上の基準への適合状況を説明した次の文のうち、消防法令上正しいものを1つ選べ。なお、ア及びイの誘導灯は、廊下の各位置から容易に見とおすことができ、かつ、識別することができるものとする。また、各会議室内の誘導灯は消防法令に適合して設置されており、誘導灯の図面上の記載は省略しているものとする。



- (1) アの位置に設置された避難口誘導灯の有効範囲は歩行距離21mであり、当該有効範囲内にイの位置の通路誘導灯が設置されているため、基準に適合している。
- (2) アの位置に設置された避難口誘導灯の有効範囲は歩行距離21mであり、当該有効範囲内にイの位置の通路誘導灯が設置されているため、基準に適合しているが、イに位置に設置された通路誘導灯の有効範囲は歩行距離7mであり、当該有効範囲内に廊下の短辺側の全部が含まれているため、基準に適合していない。
- (3) イの位置に設置された通路誘導灯の有効範囲は歩行距離10mであり、当該有効範囲内に廊下の短辺側の全部が含まれているため、基準に適合しているが、アの位置に設置された避難口誘導灯の有効範囲は歩行距離15mであり、当該有効範囲内にイの位置の通路誘導灯が設置されていないため、基準に適合していない。
- (4) アの位置に設置する避難口誘導灯の有効範囲は歩行距離15mであり、当該有効範囲内にイの位置の通路誘導灯が設置されておらず、また、イに設置する通路誘導灯の有効範囲は歩行距離7mであり、当該有効範囲内に廊下の短辺側の一部が含まれていないため、基準に適合していない。

[防火査察] 問1 消防法（以下「法」という。）に基づく違反処理に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 法第4条に基づき防火管理者の選任義務がある防火対象物

する者に加えて、応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成5年3月30日付け消防救第41号）に基づく応急手当指導員をもって充てるものとする。出典 「口頭指導に関する実施基準の制定及び救急業務実施基準の一部改正について（平成11年7月6日付け消防救第176号）」を参照。

〔警防〕

問1 答 (2)

解説 排煙活動により、一方に火炎が噴出し重大な事故になることもあるので、火災現場の全体を掌握している指揮本部長の下命の下において、排煙活動は出動各隊が連携して実施する。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (3)

解説 消防法第10条及び第11条は、危険物の貯蔵又は取扱いの規制に関する基本的規定を定めたものであり、第10条では、指定数量以上の危険物は、製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）という一定の基準に適合する施設以外では貯蔵し、または取り扱ってはならないこと等が、第11条では、これらの施設について一定の基準に適合しているかどうかの許可や完成検査等の手続きが規定されている。

(1) 法第10条第1項の規定のとおりであり、正しい。なお、後半部分は、同項ただし書きに規定されている、いわゆる「仮貯蔵・仮取扱い」の規定である。これは、極めて短期間の貯蔵又は取扱いについても、同項本文の規制を及ぼし、許可を受けて施設を設け、さらに完成検査の結果基準に適合していることを認められた製造所等でのみそれらの行為が許されるという原則を適用するのは過剰であるという考え方から、便宜上認められた制度である（逐条解説消防法第五版P. 275 参照）。なお、平成23年3月に発生した東日本大震災では、給油取扱所等の危険物施設が被災したことや被災地への交通手段が寸断されたこと等により、この「仮貯蔵・仮取扱い」が数多く行われた。このような状況を踏まえ、消防庁において「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」がとりまとめられているので、この機会にガイドラインの内容を確認していただきたい（「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」（平成25年10月3日付け消防危第171号）参照）。

(2) 法第10条第2項の規定のとおりであり、正しい。

(3) 前半部分にあっては、法第11条第1項第1号の規定のとおりであり正しいが、後半部分にあっては、法第11条第2項の規定では、「その製造所等の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合しているとき」、かつ、「当該製造所等においてする危険物の貯蔵又は公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであるとき」に許可を与えるなければならないとされているため、誤り。なお、2つ目の許可要件については、製造所等における危険

物の貯蔵又は取扱い等については一般的な技術上の基準が定められているが、予想することができない特殊な方法によって危険物の貯蔵又は取扱いが行われる場合は、新たにその貯蔵方法又は取扱い方法が公共の安全の維持又は災害の発生の防止上支障がないか否かを判断する必要があることから、昭和51年の消防法の一部改正により追加されたものである。ただし、この改正によってそれまでの羈束行為とされていた許可の性格が変更されたわけではなく、市町村長等が許可を与える際の要件は、「政令で定める技術上の基準」と「危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれの有無」のみであり、市町村長等は、これらの許可要件を充足するか否かを判断し、充足するものであるときは許可を与えなければならないのであって、その間に市町村長等の裁量を容れる余地はない。この意味で、当該許可は羈束行為であり、裁量行為でないと解されているので、覚えておいていただきたい（逐条解説消防法第五版P. 286 参照）。

(4) 法第11条第5項の規定のとおりであり、正しい。なお、後半部分については、同項ただし書きに規定されている、いわゆる「仮使用」の規定である。これは、製造所等の施設の一部について変更の工事が開始された場合に当該施設のすべての使用を一律に停止することが、事業者に過重な負担を与える等実情にそぐわぬ面も考えられるため、工事中の安全が確保される限りは、仮使用を認めることが適当と判断されることから認められた制度である（逐条解説消防法第五版P. P291参照）。先述した「仮貯蔵・仮取扱い」とよく似ているので、混同しないように注意が必要である。

〔消防用設備等〕

問1 答 (4)

解説 消防用設備等の設置が義務付けられている防火対象物（令別表第1(20)項に掲げるものを除く。）の関係者は、定期に点検を実施し、その結果を消防長又は消防署長に報告をしなければならないこととされている（消防法第17条の3の3）が、このうち、令第36条第2項各号に掲げる防火対象物については、消防設備士又は消防設備点検資格者（以下「消防設備士等」という。）に点検をさせなければならないとされている。本設問は、同項各号に該当する防火対象物を問うものである。

(1) 令第36条第2項第1号の規定のとおり、令別表第1(6)項に掲げる防火対象物については、延べ面積1,000m²以上のものである場合に消防設備士等に点検をさせなければならないとされているため、誤り。

(2) 同項第2号の規定のとおり、令別表第1(7)項に掲げる防火対象物については、延べ面積1,000m²以上で、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定したものである場合に消防設備士等に点検をさせなければならないとされているため、誤り。

(3) 同項第3号の規定のとおり、令別表第1(3)項に掲げる防火対象物で、3階から避難階又は地上に直通する階段（屋外階段又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する階段を除く。）が一つしか設けられて

ないものである場合は、延べ面積にかかわらず消防設備士等に点検をさせなければならないが、本肢は、屋外階段が設けられているため、同号の防火対象物には該当しない。従って、令別表第1(3)項イに掲げる防火対象物については、同項第1号の規定のとおり、延べ面積1,000m²以上のものである場合に消防設備士等に点検をさせなければならないとされているため、誤り。

- (4) 同項第4号及び規則第31条の6の2の規定のとおり、延べ面積や用途に関係なく、全域放出方式の二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備（以下「二酸化炭素消火設備」という。）が設置されている防火対象物については、消防設備士等に点検をさせなければならないとされているため、正しい。本規定は、令和2年12月から令和3年4月にかけて二酸化炭素消火設備に係る死亡事故が相次いで発生したことを踏まえ、事故の再発防止のため、二酸化炭素消火設備に係る技術上の基準等について見直しが行われた際に追加されたものである（「消防法施行令の一部を改正する政令等の交付について」（令和4年9月14日付け消防予第416号）参照）。

問2 答 (1)

解説 避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲は、消防法施行規則第28条の3第2項において、当該誘導灯までの歩行距離が第1号及び第2号に定める距離のうちいずれかの距離以下となる範囲とされている。「表示面の縦寸法14cmのC級避難口誘導灯」をこの規定に照らすと、第1号ではC級避難口誘導灯は15mとされており、第2号では $0.14\text{m} \times 150 = 21\text{m}$ と算出されることから、有効範囲は歩行距離21mとなる。また、「表示面の縦寸法14cmのC級通路誘導灯」をこの規定に照らすと、第1号ではC級通路誘導灯は10mとされており、第2号では $0.14\text{m} \times 50 = 7\text{m}$ と算出されることから、有効範囲は歩行距離10mとなる。

同条第3項第2号では、通路誘導灯の設置場所の基準が定められており、廊下又は通路のうち、「曲がり角」のほか、「屋内から直接地上へ通ずる出入口や直通階段の出入口等の避難口に設けられる避難口誘導灯の有効範囲内の場所」及び「廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な場所」に設置することとされている。

したがって、廊下の長辺側の距離は20mであるため、アの位置に設置された避難口誘導灯の有効範囲（21m）以内にイの位置（曲がり角）に設置された通路誘導灯が設置されていること、廊下の短辺側の距離は8mであるため、イの位置に設置された通路誘導灯の有効範囲（10m）以内に廊下の短辺側の全部が含まれていることから、(1)が正しい。

〔防火査察〕

問1 答 (3)

- 解説** (1) 法第5条の3及び違反処理マニュアルの違反処理基準により適当。
 (2) 法第8条の4及び違反処理マニュアルの違反

処理基準により適当。

- (3) 法第8条第3項は防火管理者選任命令であり、違反処理マニュアルの違反処理基準により、消防計画が不適切なものに対しては、一時措置として、法第8条第4項の防火管理者適正執行命令を根拠とした警告、警告が不履行の場合には、二次措置として、前記命令を発動することとなるので、不適当。
 (4) 法第5条及び違反処理マニュアルの違反処理基準の運用により適当。

問2 答 (4)

- 解説** (1) 違反処理マニュアルにより適当。
 (2) 違反処理マニュアルにより適當。
 (3) 行政不服審査法第2条、第4条、第82条、法第5条の4及び違反処理マニュアルにより適当。なお、東京消防庁管内の命令の最上級行政庁は都知事である。
 (4) 取消訴訟の出訴期間は、行政事件訴訟法第14条により命令があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であるので、不適當。なお、被告とすべき者を教示する場合は、被告を代表すべき者（市町村長等）も併せて教示すべきである。

〔危険物〕

問1 答 (2)

解説 危険物施設保安員は、指定数量の倍数が100以上の製造所若しくは一般取扱所又は移送取扱所のうち、一般取扱所であつて施設の態様が複雑でないもの、危険性が比較的小さいもの等を除いたものについて定めることとされている。これら除かれるものとしては、ボイラー等での危険物の消費、移動貯蔵タンク等への危険物の注入、容器への危険物の詰替え及び油圧装置等での危険物の取扱いを行う一般取扱所等が定められている（法第14条、令第36条、規則第60条参照）。

問2 答 (2)

解説 危険物の取扱作業の保安に関する講習の講習科目、講習時間その他講習の実施に関し必要な細目については、消防庁長官が定めることとされており、その中で講習の種別、講習科目及び講習時間、講習の公示等について定められている。このうち講習時間に関しては、危険物関係法令に関する事項について1時間以上、危険物の火災予防に関する事項について2時間以上とされていて、オンライン講習も含め受講者すべてが種別に応じて3時間以上の講習を受講することとされている（危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目（昭和62年消防庁告示第4号）参照）。

